

あったかいね

介護保険料の決め方・納め方

介護保険

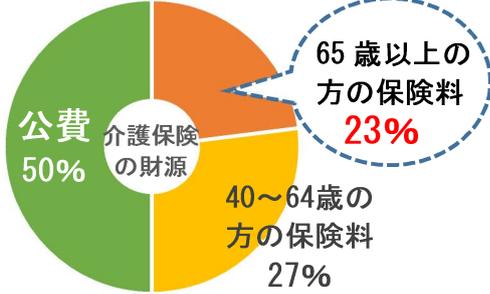
65歳以上の方（第1号被保険者）の場合

決め方

保険料は基準額をもとに前年の所得や課税状況に応じて決まります

介護保険はみんなで支え合う制度です

介護保険の運営に必要な費用は、国、都道府県、市町村が半分を負担し、残りの半分を被保険者が保険料として負担しています。



介護保険料は大切な財源です

65歳以上の方の保険料は、砺波地方介護保険組合（砺波市、小矢部市、南砺市で構成）が、令和3年度から3年間にかかる介護保険サービス費用をまかなうために算出された「基準額」をもとに、本人の所得や世帯員の課税状況に応じて段階的に保険料が決定されます。

基準額

6,100円
(月額)

砺波市・小矢部市・南砺市の介護保険
給付にかかる費用のうち65歳以上
の人の負担分(23%)



砺波市・小矢部市・
南砺市の65歳以上
の人数

÷12か月

65歳以上の方の介護保険料（令和3～5年度）

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じ3年ごとに設定されます。

あなたの今年度の市民税は？

課税されていない

課税されている

同じ世帯(*1)の方の今年度の市民税は？

全員課税されていない

課税されている
方がいる

あなたの前年の合計所得金額(*2)は？

120万円
未満

120万円以上
210万円未満

210万円以上
320万円未満

320万円
以上

生活保護または老齢福祉年金は？

受けている

受けていない

あなたの前年の合計所得金額(*2)
+ 課税年金収入額(*3)の合計は？

80万円
以下

80万円超
120万円以下

120万円超

あなたの前年の合計所得金額
(*2) + 課税年金収入額(*3)
の合計は？

80万円
以下

80万円超

所得段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階
率(*4) (軽減前) 軽減後	基準額 (×0.5) ×0.3	基準額 (×0.6) ×0.35	基準額 (×0.7) ×0.65	基準額 ×0.9	基準額 ×1.0	基準額 ×1.2	基準額 ×1.3	基準額 ×1.5	基準額 ×1.75
年額(*4) (軽減前) 軽減後	(36,600円) 22,000円	(43,900円) 25,700円	(51,200円) 47,600円	65,300円	73,200円	87,800円	95,100円	109,800円	123,100円

*1 世帯… 原則として4月1日現在の世帯。ただし、4月2日以降に砺波市、小矢部市、南砺市以外から転入された場合や年度途中で65歳(第1号被保険者)になられた場合、その年度はそれぞれ転入日の世帯や誕生日の前日の世帯を基準とします。

*2 合計所得金額… 収入金額から必要経費等に相当する金額を控除した金額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額。第1～5段階の人は公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合、給与所得から10万円を控除した金額を用います。第6段階以上の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

*3 課税年金収入額… 国民年金・厚生年金・共済年金など、課税対象となる種類の年金収入額のことです。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等は含まれません。

*4 介護保険料軽減… 第1～3段階の保険料は、公費により軽減されています。

納め方

65歳から保険料の納め方が変わります



介護保険料は64歳までは、加入している医療保険の保険料に含まれますが「65歳になった月（65歳の誕生日の前日がある月）」からは納付書等で別に納めます。介護保険料は原則として年金から納めますが、年金からの差し引きが開始するまでの半年から1年間は、納付書または口座振替による納付になります。

特別徴収（年金からの差し引き）が開始される場合は、砺波地方介護保険組合より「特別徴収開始通知書」を送付いたします。なお、特別徴収は自動的に開始されますので個別に手続きをする必要はありません。

特別徴収

年金が年額18万円以上の人



年金から差し引かれます

※対象となる年金は、老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金です。



仮徴収 前年度から継続して特別徴収で保険料を納めている人は、4・6・8月は前年度2月分と同じ保険料を納めます。

本徴収 10・12・2月は、前年の所得などをもとに、確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を納めます。※8月から調整される場合もあります。

普通徴収

年金が年額18万円未満の人



納付書で各自納めます

●納付書の納期限までに指定の金融機関または市役所で納めるか、口座振替により納めます。

口座振替がおすすめです！

市内の取扱金融機関に口座振替依頼書を備えていますので「保険料の納付書・預金通帳・通帳の届出印」をご持参の上、取扱金融機関窓口にご申し込みください。

※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより振替できなかった場合などは、納付書で納めてください。

納期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	随時1期 (2月生)	随時2期 (3月生)
納期限	7月末	8月末	10/2	10月末	11月末	12/25	1月末	2月末	4/1	4月末

●年金が年額18万円以上でも、次のような場合には一時的に納付書で納めることがあります。

- 年度途中で65歳になったとき
- 年度途中で保険料額や年金額が変更になったとき
- 砺波市、小矢部市、南砺市以外から転入したとき
- 年金が一時差し止めになったとき など

お問い合わせ

砺波地方介護保険組合

〒939-1392 富山県砺波市栄町7番3号
(砺波市高齢者能力活用センター2階)

TEL (0763) 34-8333

ホームページ <http://www.pci-area.tonami.toyama.jp>

市役所
担当課

砺波市役所 高齢介護課

TEL (0763) 33-1328

小矢部市役所 健康福祉課

TEL (0766) 67-8605

南砺市役所 地域包括ケア課

TEL (0763) 23-2034